

●行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算

行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算の取得に当たっては、次に掲げる書類に、下記加算要件を満たすことを証する書類を添えて提出してください。

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・体制加算に係る届出書（相談支援事業所）
- ・体制等状況一覧表（特定相談支援事業所にあっては介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を、障害児相談支援事業所にあっては障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表）

【行動障害支援体制加算】

●行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと。

加算要件		区への提出物
要件1	行動障害のある知的障害者や精神障害者、障害児等（以下「障害児者」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児者へ適切に対応できる体制が整備されていること。	・研修修了証書の写し
要件2	要件1に掲げる者を配置している旨を事業所に掲示するとともに公表していること。	・公表していることが分かる書類、写真等
要件3	強度行動障害児者（障害支援区分3以上かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者/児基準20点以上である児）に対して、現に指定計画相談支援を行っていること。 ※「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に上記対象者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。	・対象となる強度行動障害児者の受給者証の写し ・左記の対象者に対して、現に指定計画相談支援を行っていることを示すもの

●行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位

上記行動障害支援体制加算（Ⅰ）の要件1及び2のいずれの要件も満たすこと。

【備考】

- ・参考様式がない提出物については、任意の様式で作成してください。
- ・加算に係る届出の提出後も、加算を取得しつづけるためには、当該加算の取得要件を満たすことを引き続き記録してください。（区が提出を求めることがあります。）
- ・このほか、指定登録に係る届出事項に変更が生じる場合は、変更届を提出してください。

【要医療児者支援体制加算】

●要医療児者支援体制加算（I） 60単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと。

加算要件		区への提出物
要件1	人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療をする状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていること。 ※「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、総合支援法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修等をいう。	・研修修了証書の写し
要件2	要件1に掲げる者を配置している旨を事業所に掲示するとともに公表していること。	・公表していることが分かる書類、写真等
要件3	スコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「対象医療的ケア児者」という。）に対して、現に指定計画相談支援を行っていること。 ※「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に上記対象者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。	・左記の対象者に対して、現に指定計画相談支援を行っていることを示すもの

●要医療児者支援体制加算（II） 30単位

上記要医療児者支援体制加算（I）の要件1及び2のいずれの要件も満たすこと。

【備考】

- ・参考様式がない提出物については、任意の様式で作成してください。
- ・加算に係る届出の提出後も、加算を取得しつづけるためには、当該加算の取得要件を満たすことを引き続き記録してください。（区が提出を求めることがあります。）
- ・このほか、指定登録に係る届出事項に変更が生じる場合は、変更届を提出してください。

【精神障害者支援体制加算】

●精神障害者支援体制加算（I） 60単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと。

加算要件		区への提出物
要件1	精神科病院等に入院する障害児者等及び地域において単身生活等をする精神障害児者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていること。 ※「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、総合支援法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる精神障害関係従事者養成研修、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修等をいう。	・研修修了証書の写し
要件2	要件1に掲げる者を配置している旨を事業所に掲示するとともに公表していること。	・公表していることが分かる書類、写真等
要件3	利用者が通院又は利用する病院等又は訪問看護事業所（精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所をいう。）における看護師等と連携する体制が構築されており、精神障害児者に対して、現に指定計画相談支援を行っていること。 ※「利用者が通院又は利用する」とは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることをいう。 ※「精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院又は訪問看護事業所」とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいう。 ※「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に上記対象者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。	・利用者が通院又は利用する病院等又は訪問看護事業所における看護師等と連携する体制が構築されていることを示すもの（当該看護師等が同席した会議の記録等） ・左記の対象者に対して、現に指定計画相談支援を行っていることを示すもの

●精神障害者支援体制加算（II） 30単位

上記精神障害者支援体制加算（I）の要件1及び2のいずれの要件も満たすこと。

【備考】

- ・参考様式がない提出物については、任意の様式で作成してください。
- ・加算に係る届出の提出後も、加算を取得しつづけるためには、当該加算の取得要件を満たすことを引き続き記録してください。（区が提出を求めることがあります。）
- ・このほか、指定登録に係る届出事項に変更が生じる場合は、変更届を提出してください。